

第7回特別支援教育論

第7回特別支援教育論の授業では、第10章・第11章を学びます。
授業では、授業概要の音声付パワポをみたり、講義資料及び教科書「はじめて学ぶ特別支援教育論」の105ページから第10章と第11章を読んだりして、理解を深めましょう。

第10章 自立活動の意義と指導の基本

杉野 学

本章では、自立活動の指導の意義、指導内容・方法に関する理解を深める。

1 自立活動の意義

(1) 自立活動とは

自立活動のねらいは、「個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」ことである。自立活動の指導に当たっては、一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導を行うことが基本である。そのため、個別の指導計画を作成し個々の子供の実態把握を的確に行うとともに、指導すべき課題を明確にし、個別に指導目標（ねらい）や具体的な指導内容を定める必要がある。

2 自立活動

(1) 6区分27項目

発達障害や重複障害を含めた障害のある児童生徒等の多様な障害の種類や状態等に応じた指導を一層充実するため、「1健康の保持」の区分に「(4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。」の項目が設けられた。また、自己の理解を深め、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど、発達の段階を踏まえた指導を充実するため、「4環境の把握」の区分の下に設けられていた項目が「(2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。」と改められた。さらに、感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握にとどまることなく、把握したことを踏まえて、的確な判断や行動ができるようにすることを明確にするため、「(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。」と改められた。

(2) 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

個別の指導計画の作成について、実態把握から指導目標（ねらい）や具体的な指導内容の設定までの手続きの中に、「指導すべき課題」を明確にすることが加えられて、手続きの各過程を整理する際の配慮事項が示された。また、小学部及び中学部においては、個々の児童生徒に対し、自己選択及び自己決定する機会を設けることによって、思考したり、判断したりすることができるような指導内容を取り上げることが示された。さらに、個々の児童生徒等が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げることが示された。

(3) 小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領での取扱い

1) 総則における「特別な配慮を必要とする児童生徒への指導」

特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的に分かるよう、障害のある児童生徒などへの指導、海外から帰国した指導などの学校生活への適応や日本語指導の習得に困難のある児童生徒に対する日本語指導、不登校児童への配慮が示された。

2) 特別支援学級における自立活動

特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方の一つとして、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す自立活動を取り入れること。」が示された。

3) 通級による指導における自立活動

通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合について、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」が示された。

4) 個別の指導計画等の作成

特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒については、「個々の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」が示された。

(4) 自立活動の内容

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を検討して、その中の代表的なものを項目として6区分の下に分類・整理したものである(表1)。

指導に当たっては、児童生徒等の実態把握を基に、6区分27項目の中から、一人一人に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することになる。

表1 自立活動の6区分27項目

<p>1 健康の保持</p> <p>生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点から内容を示している。</p> <p>(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。</p> <p>(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。</p> <p>(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。</p> <p>(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。(新設)</p> <p>(5) 健康状態の維持・改善に関すること。</p>
<p>2 心理的な安定</p> <p>自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点から内容を示している。</p> <p>(1) 情緒の安定に関すること。</p> <p>(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。</p> <p>(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。</p>
<p>3 人間関係の形成</p> <p>自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点から内容を示している。</p> <p>(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。</p> <p>(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。</p> <p>(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。</p>

(4) 集団への参加の基礎に関すること。
<p>4 環境の把握</p> <p>感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点から内容を示している。</p> <p>(1) 保有する感覚の活用に関すること。</p> <p>(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。</p> <p>(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。</p> <p>(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と行動に関すること。</p> <p>(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。</p>
<p>5 身体の動き</p> <p>日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようになる観点から内容を示している。</p> <p>(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。</p> <p>(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。</p> <p>(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。</p> <p>(4) 身体の移動能力に関すること。</p> <p>(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。</p>
<p>6 コミュニケーション</p> <p>場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようになる観点から内容を示している。</p> <p>(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。</p> <p>(2) 言語の受容と表出に関すること。</p> <p>(3) 言語の形成と活用に関すること。</p> <p>(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。</p> <p>(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。</p>

※特別支援学校教育要領・学習指導要領解説より引用作成、アンダーラインは、今回の学習指導要領の改訂部分である。

3 自立活動の教育課程上の位置付け

(1) 特別支援学校の場合

特別支援学校の目的は、学校教育法第 72 条で、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と、示されている。

この前段は、特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に「準ずる教育」を行うことを示している。そして、後段は、個々の児童生徒等が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う指導のことであり、自立活動の指導を中心として行われる。この自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければならない。

(2) 特別支援学級、通級による指導、通常の学級の場合

1) 自立活動を取り入れた特別の教育課程の編成

小・中学校等の特別支援学級や通級による指導においては、児童生徒等の障害の状態等を考慮

すると、特別支援学校学習指導要領に示されている自立活動等を取り入れた特別の教育課程を編成する必要性が生じる場合がある。このため、学校教育法施行規則には、特別支援学級又は通級による指導において、「特に必要がある場合には、特別の教育課程によることができる」ことを規定している(学校教育法施行規則第 138 条、同第 140 条)。

2) 特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合

小・中学校学習指導要領では、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れること。」と示された。

3) 通級による指導において特別の教育課程を編成する場合

小・中学校学習指導要領では、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」ことが示された。

加えて、特別の教育課程について定める告示(平成 5 年文部省告示第 7 号)には、小・中学校等における障害に応じた特別の指導は、「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができることとする。」とされ、障害に応じた特別の指導の内容の趣旨を明確に規定している。

4) 通常の学級の場合

通常の学級に在籍している児童生徒の中には、通級による指導の対象とはならないが障害による学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要となる者がいる。小・中学校学習指導要領では、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導を行う場合に、「特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」と示された。また、第 2 章「各教科における指導計画の作成と内容の取扱い」では、障害のある児童生徒などに対し、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容・方法の工夫を計画的、組織的に行うことが示された。この場合、児童生徒の困難さを明らかにし、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどして、必要な支援を考えていくことが望まれる。

(3) 特別支援学校における自立活動の指導

自立活動の指導は、特設された自立活動の時間はもちろん、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じて適切に行わなければならない。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(第 1 章第 2 節の 2 の(4))では、自立活動の指導について、「学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。」と示された。

1) 自立活動の時間に充てる授業時数

特別支援学校小・中学部学習指導要領(第 1 章第 3 節の 3 の(2)のオ)では、自立活動の時間に充てる授業時数について、「一律に授業時数の標準としては示さず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができるように規定されている。」と示された。

2) 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

重複障害者とは、学校に就学することになった障害以外に他の障害を併せ有する児童生徒であり、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱について、原則的には学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を複数併せ有する者を指している。しかし、指導上の必要性から必ずしもこれに限定される必要はなく、言語障害、自閉症、情緒障害等を併せ有する場合も含めて考えてよい。

特別支援学校小・中学部学習指導要領（第1章第8節の4）では、重複障害者等に関する教育課程の取扱いについて、「重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。」と示された。重複障害者については、個々の障害の状態が極めて多様であり、発達の諸側面にも不均衡が大きいと、心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした指導が必要となる。これらの指導は、主として自立活動において行われているため、自立活動の指導を中心に行うことが規定されている。

4 自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 自立活動の指導の取扱い

1) 幼稚部における自立活動

幼稚部教育要領に示す健康、人間関係、環境、言葉及び表現の五領域のねらい及び内容との関連を図り、具体的な活動を通して総合的に指導したり、この領域に重点を置いて指導したりする場合がある。

2) 小学部・中学部における自立活動

個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握し指導課題を明らかにするとともに、指導目標を設定し指導内容を精選しながら、個別の指導計画を作成する。その際、自立活動の内容の中から必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的に指導内容を設定する。

3) 自立活動の内容の取扱い

自立活動の6区分は、実際の指導を行う際の「指導内容のまとまり」を意味しているわけではない。自立活動の内容は、基本的な行動をするために必要な要素と障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を挙げ、それらを分類・整理したものであることに留意する必要がある。

(2) 自立活動における個別の指導計画の作成

1) 児童生徒等一人一人の実態把握

児童生徒等一人一人の実態把握では、児童生徒等の困難なことのみを観点にするのではなく、長所や得意としていることも把握することが大切である。実態把握は、観察法、面接法、検査法等の方法がある。また、収集する情報は、病気等の有無や状態、生育歴、基本的な生活習慣、人やものとのかかわり、心理的な安定の状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達、身体機能、視機能、聴覚機能、知的発達や身体発育の状態、興味・関心、障害の理解に関すること、学習上の配慮事項や学力、特別な施設・設備や補助用具（機器を含む。）の必要性、進路、家庭や地域の環境等が挙げられる。

2) 指導の目標（ねらい）の設定

自立活動の個別の指導計画を作成する上で、最も重要な点が、実態把握から指導の目標（ねらい）を設定するまでのプロセスにある。例えば、児童生徒等の実態把握から課題を焦点化していくに当たって、指導開始時点までの学習の状況から、「できること」「もう少しでできること」「援助があればできること」「できないこと」などが明らかになる。これらのうちから、その年度の指導目標（ねらい）の設定に必要な課題に焦点を当て、中心となる課題を選定していく。そのため、何に注目して課題の焦点化を行うか、その視点を校内で整理し共有することが必要である。自立活動について、学習指導要領には、教科のように目標の系統性は示されていないので、自立活動における指導の継続性を確保するために、個別の指導計画を確実に引き継いでいく必要がある。

3) 個別の指導計画作成の流れ

- ① 一人一人の児童生徒等の実態（障害の状態、発達や経験の程度、生育歴等）を的確に把握する。
- ② 実態把握に基づいて指導すべき課題を抽出し、課題相互の関連を整理する。
- ③ 個々の実態に即した指導の目標（ねらい）を明確に設定する。
- ④ 自立活動の内容の中から、個々の指導の目標（ねらい）を達成するために必要な項目を選定する。
- ⑤ 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。
- ⑥ 他の教科・領域との関連を図り、指導上留意すべき点を明確にする。

4) 個別の指導計画(例)

次の図1は、注意欠陥多動性障害があり、衝動性等により学級のルール等を守ることが苦手である小学校第3学年の児童に対して、集団の中における感情や行動を自分でコントロールする力を高める指導を行うための具体的な指導内容を設定するまでの例である。※自立活動総則編より引用、一部筆者が加筆

学部・学年	小学校・第3学年
障害の種類・程度や状態等	注意欠陥多動性障害 衝動性等により学級のルール等を守ることが苦手である。
事例の概要	集団の中における感情や行動を自分でコントロールする力を高めるための指導

①に示すように、実態把握を行い必要な情報を収集した。

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集
<ul style="list-style-type: none"> ・学級のルール等は理解しているが、自分がしたいことを優先してしまう。 ・教科学習の理解はよく習得も速いが、出し抜けて答えたり友達に伝えたりしてしまう。また、テストでは解答欄を間違えるなどのうっかりミスが多い。 ・小動物が好きで捕まえた昆虫等を、友達の目の前に突然突き付け驚かせる。 ・遊びやゲームを面白くする工夫やルールの提案が得意だが、唐突に変える。 ・人や物にぶつかることが多く、それに気付かないためにけんかになる。 ・球技など道具を操作する活動が苦手で、ゲームの途中で投げ出してしまう。 ・約束や決まりを聞いて覚えるより、必要事項を紙面で見ながら説明を聞く方が理解しやすい。 ・突発的な発言で友達を泣かせたことを指摘されてもなかなか謝らないが、落ち着いてから話す。「泣かせたのは僕が悪かったかもしれない」と言う。 ・最近、「なぜ、うまくいかないのだろう」と後で自分を責めることがある。 ・プリントの問題が多いと投げ出すが、細かく区切ると最後まで解く。 ・役割を与えられたり、取組を認められたりすると熱心に活動する。

①で示している収集した情報を②-1から②-3までに示す三つの観点から整理した。

②-1 収集した情報 (①) を自立活動の区分に即して整理する段階					
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	<ul style="list-style-type: none"> ・前向きで活動的であるが、最近、少しできない自分を責めるような発言が見られる。 ・穏やかに話しかけると興奮することが少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他者のために役立ちたい、他者と関わりたいという気持は強い。 ・落ち着いていれば相手の心情を理解できるが、その前に行動してしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・聞くより見る方が理解しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人や物にぶつかると、道具を使用することが苦手など、意識的に身体操作をすることに困難がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場を意識することが難しく、自分の興味・関心を優先してしまう。

②-2の観点から、学習上又は生活上の困難の視点や過去の学習の状況を踏まえて整理をした。

②-2 収集した情報 (①) を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階
<ul style="list-style-type: none"> ・学習に関しては高い理解力があり、解答欄を間違えるなどのうっかりミスが多い以外は特に問題はない。しかし今後、学習において複雑な思考や過程を必要とする場面が増えることが予想され、できないことや失敗が繰り返されることにより、学習に対する意欲が低下する恐れもある。(心) ・生活に関しては、周囲の状況を判断することなく興味本位の活動をしてしまい失敗することや、集団や授業におけるルールの大切さが理解できていても、実際の場面では守れないことが問題となっている。(人、環、コ)

※各項目の末尾の()は、②-1における自立活動の区分を示している。

2-③の観点から、3年後の姿を想定して整理した。

②-3 収集した情報 (①) を〇〇年後の姿の観点から整理する段階
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、衝動的な言動により、高い理解力を生かし切ることができないことや、友達との距離が離れてしまうことを心配している。(心、人) ・叱責や失敗体験が成功体験を上回ると、学習や生活に対する意欲や自信が低下することが考えられる。(心、人) ・本人の特性に応じた配慮が続けられれば、中学校に行っても本来持っている力を発揮することができるだろう。(人、環)

③に示すように、把握できた実態をもとに指導すべき課題を抽出した。

③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階
<ul style="list-style-type: none"> ・自分の行動がどのような影響を及ぼすのかを想像したり、周囲の人の表情や口調等から読み取ったりして、適切に判断して行動することやルールを守ることなどが難しい。(心・人・環) ・ルールは知っていても、よくないと気づいた時にすぐに謝罪することが難しい。(人・コ)

④に示すように、③で示している抽出した指導すべき課題同士の関連を整理し、中心的な課題を導き出した。

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階
<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた状況であれば、相手の表情や口調等から適切な判断ができることが多く、認められると熱心に取り組むことから、衝動的な言動をコントロールできたときは、すぐに褒めることにより、徐々に自分の言動をコントロールできるようになることが期待できる。現段階では、落ち着いた場面では適切な行動ができることが多くみられるが、少しずつ自信や意欲を失くしかけていることもみられる。個別指導や小集団場面で、望ましい行動をとったときや望ましくない行動をとらなかったとき、指導者が本人の意欲が高まる方法で適切に評価することが大切である。 ・視覚的な情報からルールを守ることの大切さを知るとともに、ルールを守ったり衝動的な言動を減らしたりすることで楽しい活動ができる経験を多く積み、自分の身体をコントロールすることで気持ちを安定させる方法を学ぶなどして、衝動的な言動をコントロールする力を高める。

⑤に示すように、指導目標を設定した。

課題同士の関係を整理する中で今指導すべき目標として	⑤ ④に基づき設定した指導目標を記す段階
	・通級による指導の場において、成功体験を実感することのできる学習環境の中で、衝動的な言動をコントロールしながら、望ましいコミュニケーションや円滑な集団参加ができる。

⑥に示すように、自立活動の内容から項目を選定した。

指導目標を達成するために必要な項目の選定	⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階					
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
		(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。			(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

⑦に示すように、項目と項目を関連付け具体的な指導内容を設定した。

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・個別や小集団の落ち着いた雰囲気の中で他者とのやり取りができ、適切な評価を受けることができることから、(心) (3) と (人) (3) と (コ) (5) を関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧アである。 ・望ましい言動や自分の言動を客観的に見る経験が少ないことから、(人) (2) と (コ) (5) を関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧イである。 ・常に自分の気持ちを安定させたり、衝動的になりそうな場面で落ち着いたりする方法を知り、自分に合った方法を身に付けるために、(心) (3) と (人) (2) (3) を関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧ウである。

⑧に示すように、具体的な指導内容を設定した。

選定し	⑧ 具体的な指導内容を設定する段階
-----	-------------------

た項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	ア 小集団において、ルールを守ることや負けた時の対応方法などを身に付けるため、簡単なルールのあるゲーム等に取り組む。	イ 学校の中で起こる様々な場面を、ビデオや絵で見ながら、その場面に応じた登場人物の気持ちを考えて適切に演じ、ビデオ撮影で自分の言動を客観的に見ながら、適切な行動について、その理由と共に話し合う中で理解する。	ウ 気持ちを安定させるために、身体を自分で適切にコントロールできるようになる。
----------------------	--	---	---

図1 注意欠陥多動性障害

文献

- ・文部科学省、小学校・中学校学習指導要領(平成29年3月告示)、同解説、2017
- ・文部科学省、高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)、同解説、2018
- ・文部科学省、特別支援学校教育要領・小・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)、同解説、2017
- ・文部科学省、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説、自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)、2018

第11章 個別の教育支援計画、個別の指導計画の意義と作成

本章では、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成の必要性とそれぞれの計画の内容及び活用方法について学ぶ。

1 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成

発達障害のある幼児児童生徒は、学校・園に在籍し支援を求めている。個に応じた指導や支援を充実するために、特別支援学校では、個別の教育支援計画と個別の指導計画が作成・活用されている。特別支援学級や通級による指導及び通常の学級においても、指導に自立活動を取り入れたり、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用したりすることが求められている。

(1) 教育要領

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。

教育要領では、第1章 総説 第5節特別な配慮を必要とする幼児への指導 「1 障害のある幼児などへの指導」において、障害のある幼児などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し活用に努めることと示された。

(2) 小学校学習指導要領

特別支援学級や通級による指導では、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し活用することとなった。

小学校学習指導要領では、第1章第4の2の(1)のエの個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用で、次のように示された。「エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医

療や福祉，保健，労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，長期的な視点で児童への教育的支援を行うために，個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに，各教科等の指導に当たって，個々の児童の実態を的確に把握し，個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に，特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については，個々の児童の実態を的確に把握し，個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し，効果的に活用するものとする。」

2 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用

次に，個別の教育支援計画及び個別の指導計画の意義，位置付け，作成や活用上の留意点などについて述べる。

(1) 個別の教育支援計画

障害者基本計画(平成15年実施)では，教育，医療，福祉，労働等の関係機関が連携・協力を図り，障害のある子どもの生涯に渡る継続的な支援体制を整えるとともに，望ましい成長を促すために個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画の内，教育機関が中心となり作成するものを「個別の教育支援計画」という。

個別の教育支援計画は，本人や保護者の希望を踏まえ，教育・保健・医療，福祉等の各機関が同じ方向で支援ができるような長期計画であり，各機関の役割分担を示す計画である。

(2) 個別の教育支援計画の作成

個別の教育支援計画は，一人一人の長期的な支援計画であるため，本人や保護者を交えて，学級担任や特別支援教育コーディネーターが中心になって学校が作成する。したがって，学級担任が一人で作成するものではなく，本人や保護者の意見を十分に聞いて，福祉や医療機関等の支援機関と連携を図りながら作成することとなる。学級担任や特別支援教育コーディネーターが児童生徒等の様子を把握して，入学や転学前の学校や保育所・幼稚園等から個別の教育支援計画を含む資料が届いたら，保護者を交えてすみやかに個別の教育支援計画を作成する必要がある。

(3) 個別の教育支援計画の作成の実際

1) 個別の教育支援計画の各項目への記入

次の表1は，個別の教育支援計画の項目と記入内容の一例である。個別の教育支援計画等の作成で重要なことは，保護者と相談の上，支援の目標や関係機関等との連携などを記入していくことである。

保護者の協力と了解を得るためには，「お子さんのこれからのことについて，学校と家庭のそれぞれの役割や目指す方向性を一緒に確認していきましょう。」というように，保護者と一緒に子どもの自立や社会参加のために必要な支援を考えるとという姿勢が大切である。

表1 個別の教育支援計画の各項目と記入内容(例)

児童生徒名	児童生徒の氏名，担任名，学校名などの基本情報を記入する。 ※個別の教育支援計画は，本人や保護者を交えて作成する計画である，計画の趣旨から，氏名の欄は，本人や保護者に記入してもらうこともある。
担任・在籍校	担任名：○○△△ 在籍校：○○△△学校
現在、将来について希望	児童生徒 みんなと仲良くしたい 児童生徒の氏名，担任名，学校名などの基本情報を記入する。 ※個別の教育支援計画は，本人や保護者を交えて作成する計画であるため，氏名の欄

	<p>は本人や保護者に記入してもらうこともある。</p> <p>※1～3年後にどのような生活を送りたいかなどの希望や願いを聞き取り記入する。</p> <p>※本人の実態とかけ離れている希望や願いもあるが、本人の気持ちや保護者の気持ちを大切にすることが大切である。</p> <p>※高校生は、本人と保護者と別に面接をして聞き取ることもある。</p>	
現在、将来についての希望支援の目標	<p>保護者 協調性が育ってほしい。得意なものを見つけて伸ばしたい。</p> <p>自信をもって学習できるようになり、学校生活が楽しくなるように支援する。</p>	<p>1～3年後にどのような生活を送っていたいかなどの希望や願いを聞き取り記入する。※本人の実態とかけ離れている希望や願いもあるが、本人の気持ちや保護者の気持ちを大切にすることが大切である。</p> <p>※高校生の場合は、本人と保護者と別に面接をして聞き取ることもある。1～3年後の姿をイメージして、大きな目標を記入する。</p> <p>(例)・自信をもって学習に参加する。みんなの前で元気に発表できる。</p>
必要と思われる支援	<p>学習の手助けや衝動性をコントロールするために支援する。</p>	<p>本人が困っていることに対して、保護者や学校ができる方針を示す。</p> <p>(例)行動の見通しがもてるようにする。不安な時の対処の仕方を学習する。落ち着ける場所を用意する。</p>
学校の支援	<p>苦手な教科の学習にも取り組めるようにする。</p> <p>成功体験の蓄積と自分の気持ちの切り替えに配慮する。</p>	<p>本人のできることを伸ばすというプラスの視点で書く。</p> <p>(例)簡単な課題を少しずつ出して、自信をつける。小さなことでもいいところをほめる。</p>
家庭の支援	<p>うまくいっていること、できることを見付け、ほめていく。いらいらしているときの気分転換の仕方を教える。</p>	<p>無理なく、本人も家族も取り組めるような内容を記入する。</p> <p>(例) 次の日の持ち物を一緒にそろえる。家族レジャーの日を設ける。</p>
支援機関の支援	<p>学校生活 支援機関：学童クラブ 支援内容：毎週水曜日の放課後の支援 担当者： 連絡先：</p>	<p>はじめは少なくともかまわない。支援機関が増えれば、加筆する。</p> <p>※学習塾やスポーツクラブなどが支援機関になる場合もある。</p>
支援機関の支援	<p>関係機関 支援機関：子どもセンター 支援内容：本人との面談、保護者との相談 担当者： ΔΔΔΔ 連絡先：</p>	<p>はじめは少なくともかまわない。支援機関が増えれば、加筆する。</p> <p>※子どもによっては、学習塾やスポーツクラブなどが支援機関になる場合もある。</p>

※東京都教育委員会「個別の教育支援計画」による支援の実際 平成24年3月より引用、筆者が一部加筆

(4) 個別の教育支援計画の引継ぎ

個別の教育支援計画を引き継ぐことはそれぞれの学校の大事な役割である。保護者の不安や願い、幼稚園・保育所の指導内容・配慮点等を伝えていくことによって、新しい学校生活がスムーズに始まるのが容易となる。まず、送る側の視点としては、どのような情報を、どのように送付するかについて、保護者と相談する必要がある。また、受け取る側としては、受け取った情報を基に、これからの指導に生かしていくことが大切である。また、困ったときの対処や、パニック

クを起こさないように配慮する事項等をよく聞き取る必要がある。

小学校から情報を受け取った中学校は、情報を受け取ったことを保護者に伝える必要がある。保護者は、新しい担任の先生が、資料を読んでくれたかどうかを気にかけることが多いため、受け取った情報を基に保護者面接をすみやかに実施するとよい。小学校の個別の教育支援計画や保護者面談等を参考にしながら、中学校の個別の教育支援計画の作成を始めることになる。

中学校から高等学校へ、個別の教育支援計画を円滑に引き継ぐためには、中学校から適切に保護者に働きかけるとともに、高等学校においても、入学直後に相談の機会を設けたり、保護者へ働きかけたりするなどの工夫が必要である。なお、転学の際には、転学する学校に対して個別の教育支援計画をどのように送付するか、保護者と相談しておくことが大切である。

高等学校(高等部)へ進学した保護者や生徒には、全く経験していない新しい学校生活への戸惑いがあることを前提に相談を進める必要がある。個別の教育支援計画を進学先へ提出した生徒や保護者は、高等学校に入学しても引き続き支援を受けることを望んでいるため、個別の教育支援計画を作成する際は、生徒や保護者とよく相談して、高等学校でできることを整理する必要がある。

高等学校から、大学や専門学校等への進学先や就労先へは、必要に応じて関係書類を用意しておくといよい。大学や企業等においても、合理的配慮に基づく学生支援が進められている。

3 個別の指導計画

個別の指導計画は、障害のある児童生徒等の障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成・活用するものである。学習指導要領においても、次のようにその活用について示されている。

(個別の指導計画の作成手順例)

- a 個々の児童の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 個々の児童の指導目標を達成させるために、自立活動の6区分27項目から必要な選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

(1) 個別の教育指導計画作成の実際

日常の観察を通して、片付けや提出物の管理、着替えや集団行動などの学校生活、読み書きや計算、得意・不得意な学習、ノートの使い方、話し合いへの参加などの教科学習、コミュニケーションの特徴、集団参加などの対人関係、周囲の児童生徒の理解などの学級経営上の配慮に関する実態把握を行い、当面の指導目標や支援の手だてなどを考え、記入したものを保護者に示し検討する。

(2) 小学校、中学校、高等学校の記入例

次に、小学校、中学校、高等学校における個別の教育支援計画の記入例を紹介する。なお、表2、3、4は、「東京都教育委員会、個別の教育支援計画による支援の実際(平成24年3月)」より引用、一部筆者が加筆した。

1) 小学校

多く子ども達にとって、学校生活に慣れることや集団の中で学ぶことで精一杯である。まずは、学校生活を楽しく過ごせるという大きな支援目標を立て、今できていることは何かを探して、良いところを伸ばしていく。本人に分かりやすい目標を示し努力を認めて達成できたことを自信

につなげていくことが大切である。学校や家庭でほめられる場面を多く作ることが支援の基本である。

表2 小学校における個別の教育支援計画(例)

現在・将来についての希望	
児童	友達と仲良くしたい。
保護者	落ち着いて勉強できるようになってほしい。自分のことは自分でできるようになってほしい。
支援の目標	
楽しく学校生活が送れるようにする。できることを増やしていく。	
必要と思われる支援	
Aさんの特性を周囲が正しく理解し、今できていることを伸ばす。 具体的な目標を立てて、達成できたらみんなでほめ、自信につなげる。	
学校の支援	
関係する先生方で個別の指導計画を作る。授業や休み時間でがんばれそうなことを本人へ伝えて、変化を見守る。	
家庭の支援	
やるべきことの順番を決めて、一緒にやれるようにする。できるようになったら、手助けを少なくしていく。	
支援機関の支援	
学校生活	支援機関：教育支援員 担当者：○○○○ 連絡先：職員室（月・水・木） 支援内容：休み時間の遊びの見守り 授業で困難な課題のときの個別支援（本人の希望があるとき）
支援機関	支援機関：学童保育室 担当者：△△先生、△○先生 連絡先：○○○－○○○○ 支援内容：放課後の遊びの提供
医療機関	支援機関：小児科 主治医 担当者：○△先生 連絡先：△△△－△△△△ 支援内容：疲れると喘息になりやすいので、体調の管理と発作を起こした時の対応

2)中学校

学校行事や部活動などが、集団の中でダイナミックな活動となる。また、教科担任制になり、小学校時代と違う学校生活のリズムに対して、特別な支援を必要とする子どもは、見通しが持ちにくかったり、戸惑いや過度に疲労感を感じたりすることがある。担任間で、子どもの特性や必要な支援について共通理解を図りながら日常的話題にしておく対応もすみやかになる。また、担任一人が問題を抱え込むことがないように、校内委員会を通して、スクールカウンセラー等からアドバイスを受けやすくするような組織的対応が重要である。

表3 中学校における個別の教育支援計画(例)

小学校からの引継ぎ
やるべきことの順番を決めていくと、身の回りの整理整頓ができるようになった。二人だが、気の合う友達ができた。（一人は同じ中学校へ進学する。）学習面では、苦手意識があるので、長続きしない。個別の声掛けが必要



現在・将来についての希望

生徒	部活動をがんばりたい。勉強もできるようになりたい。
保護者	落ち着いて学習し本人なりに中学校の勉強について行ってほしい。3年間、元気に通ってほしい。
支援の目標	
中学校生活に早く慣れる。学級活動では、進んでできることを増やしていく。学校行事や部活動、定期テストなどでも、自分の力を出せるようにする。	
必要と思われる支援	
生活のリズムをつくり疲れないようにする。具体的な目標を立てて、やることをためないようにする。次に進めるために必要な言葉掛けをしていく。	
学校の支援	
個別指導計画を基にして、学年の教員や部活動の顧問が定期的にA君の様子を伝え合う。困っている場面があれば、支援会議を開く。	
家庭の支援	
家庭での生活や休日の予定を立てさせて、やるべきことの順番を意識しながら計画通りに実行できたことをほめる。疲れていたら、早めに休ませる。	
支援機関の支援	
学校生活	支援機関：スクールカウンセラー 担当者：△○○○ 連絡先：教育相談室（毎週火曜） 支援内容：学期に1回程度の面談。本人が思っていることを、話せるようにする。
	支援機関：部活動顧問（剣道部） 担当者：△ 連絡先：体育教官室 支援内容：部活動全般の心配ごと相談。体力向上と集団生活の支援
支援機関	支援機関：土曜補習講座 担当者：△指導員 連絡先：区教育センター 支援内容：基礎コースで、苦手を克服。テスト前の質問、相談
医療機関	支援機関：小児科主治医 担当者：○△先生 連絡先： 支援内容：移動教室や水泳指導の前の健康観察

3)高等学校

高等学校段階になると、学習の困難や課題に付いていけずに進級や不登校などの問題が発生し、高校生活を送ること自体に困難を生じる場合がある。

発達障害のある生徒には、次のような問題が生じやすい。一見、他の生徒と同じような問題を抱えているように見えるが、本人の努力だけでは改善できない。周囲が本人の問題を理解していない場合には、「意欲がない」「努力不足」と叱られる結果となり孤立する。思春期となり、自分でも問題点が意識できるようになるが、なかなか改善できない。本人の自己不全感が強くなり周囲との信頼関係も希薄なため、自己評価が下がる。その結果、うつ状態、反社会的行動などの二次障害を引き起こす。また、学習面では、授業中にノートをとることができない。特定の科目ができず、単位がとれない。周りの音が気になって集中できない。レポートが提出できない。同時に二つのことができない。スケジュール管理ができない。

また、生活面では、約束の時間を忘れる。思い込みが激しい。授業の予定が変更になると許せない。自分が納得するまで質問し、授業の進行を妨げる。相手に関心のない様子を示していることに気付かず、自分の興味があることを延々と話す。クラスメートと頻繁にトラブルを起こす。自己不全感や挫折感を訴える。これらの問題を抱えていても、一般的に、思っていることや困っていることを、保護者や先生に直接話すことが少なくなる。

特別な支援を必要とする生徒は、将来の進路のことや勉強のことについて、漠然とした不安を抱いている場合がある。そのため、高等学校で行う支援とは、生徒が高校生活を送る上での不安を少なくすることである。より専門的なニーズが出てきた場合には、校内委員会等を活用して、外部専門家に支援を求める必要がある。

表 4 高等学校における個別の教育支援計画(例)

中学校からの引継ぎ
口数は少ないが、困ったときに自分から質問できるようになってきている。初めのうちは、話しやすい雰囲気作りが必要であろう。部活動を3年間やり通せたことが、健康面でも精神面でも自信につながっている。話したり、書いたりすることなどの表現が得意ではない。気の合う友達とは仲が良い。



現在・将来についての希望	
生徒	将来のことはまだよく分からないが、高校生活の中で、いろいろ知って決められたらいい。
保護者	高校の勉強についていけるか心配なので適切なアドバイスをして欲しい。交友関係を広げて3年間、元気に通ってほしい。
支援の目標	
高校生活に慣れて、自分の力を発揮できるようにする。	
必要と思われる支援	
学校生活に目標をもって、勉強や学校行事等に取り組めるようにする。自分が困っていることや周りの人に手伝ってほしいことを、積極的に言えるようにする。(ヘルプスキルの向上。伝えやすい環境づくり。)	
学校の支援	
学期ごとの面談の機会を通して、改善したいことや将来の目標を話し合う。学力の定着を図るために、夏季補習や土曜講座を活用する。講座の取り方は、相談に応じる。必要に応じて、支援会議を開き状況を確認する。	
家庭の支援	
休日は本人の話をよく聞くようにする。部活動や奉仕活動、地域の活動などに積極的に関わられるよう励ましながら見守る。疲れが出たら早めに体を休ませる。	
支援機関の支援	
学校生活	支援機関：学年の教員 担当者：○○△△(担任) 連絡先：担任 支援内容：学習面、生活面での相談に応じる。
支援機関	支援機関：区教育センター 担当者：△○○○相談員 連絡先： 支援内容：中学校時代のスクールカウンセラーに、必要なときに相談にのってもらおう。
	支援機関：LD親の会 担当者： 連絡先： 支援内容：高校生の集いなどに参加してみる。
医療機関	支援機関： 担当者： 連絡先： 支援内容：

4 校内委員会による組織的な支援

校内委員会は、学校の校務分掌として位置づけられており、管理職や特別支援教育コーディネーターや担任をはじめとして、校医や心理職等の関係者で構成している。校内委員会の役割は、学習面や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒に早期に気付く、実態把握を行い学級担任の指導への支援方策を具体化する、保護者や関係機関と連携して個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成する、全教職員の共通理解を図るための校内研修を推進する、保護者相談の窓

口となるなどがある。なお、校内委員会は、教員が発達障害等の判断を行う場ではない。指導上、困難な例は、市区町村教育委員会が委嘱した巡回相談員や、専門家チームの医療・心理・教育などの専門家の助言を得ている。

5 保護者との協働

子どもの行動等の背景にある障害の特性について正しく理解し、教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援に繋げていくためには、特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等と担任との校内連携・協力は不可欠である。担任は、学級経営の一環として、校内委員会やケース会議などを通して、対象の児童生徒等の対応について組織的な支援を得られるように努める必要がある。保護者が不安に思ったことや気になったことを、学級担任や特別支援教育コーディネーター等に対して、率直に相談するに至るまでは、保護者との信頼関係づくりが重要である。例えば、学級担任と保護者との間で、日常的に情報を交換する機会を設けたり、学校や家庭での様子を共有したりする機会があるとよい。

また、授業参観やビデオの視聴などにより、学校における子どもの状況を保護者に具体的に理解してもらう必要もあろう。さらに、特別支援教育コーディネーターが参加する保護者会や個人面談等を設けるなどして、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用しながら、担任と保護者が協働して一人一人を支える環境を整えていくことが求められる。

文献

- ・文部科学省、幼稚園教育要領(平成 29 年 3 月告示)、同解説、2017
- ・文部科学省、小学校・中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月告示)、同解説、2017
- ・文部科学省、高等学校学習指導要領(平成 30 年 3 月告示)、同解説、2017
- ・文部科学省、特別支援学校教育要領・小・中学部学習指導要領(平成 29 年 4 月告示)、同解説、2017
- ・文部科学省、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説、自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)、2018
- ・文部科学省「小・中学校における LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育的支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」、2004
- ・東京都教育委員会「個別の教育支援計画」による支援の実際、2012